

# 公共工事品質確保に関する北海道の取り組み

北海道建設部建設政策局建設管理課  
技術管理担当課長 坂野 雅人

## 目次

- 北海道における品質確保の取り組み
- 北海道の総合評価方式
  - 平成 26 年度の実施状況
  - 平成 26・27 年度の改訂内容

# 公共工事品質確保に関する 北海道の取り組み

北海道 建設部 建設政策局  
建設管理課

---

## 説明の概要

- 北海道における品質確保の取り組み
- 北海道の総合評価方式
  - ・平成26年度の実施状況
  - ・平成26・27年度の改訂内容

# 北海道における品質確保の取り組み

★北海道建設部での主な品質確保の取り組みをご紹介します。

## ①低入札対策(平成6年度～)

ダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすい。低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用することで、工事の品質確保に寄与することができる。

## ②適正な設計照査の仕組みづくり(平成17年度～)

施工者が行う設計図書と工事現場との照査の範囲を明確にするため、「設計図書の照査ガイドライン」を作成し、適正な照査を行うことにより、工事の品質を確保している。

## ③三者検討会(平成17年度～)

発注者、施工者、設計者の三者が一堂に会し、「設計思想の共有」や「設計・施工条件」などの確認を行う三者検討会を実施することにより、工事の品質を確保している。

## ④工事施行評定の透明性・公正化に向けた取組(平成17年度～)

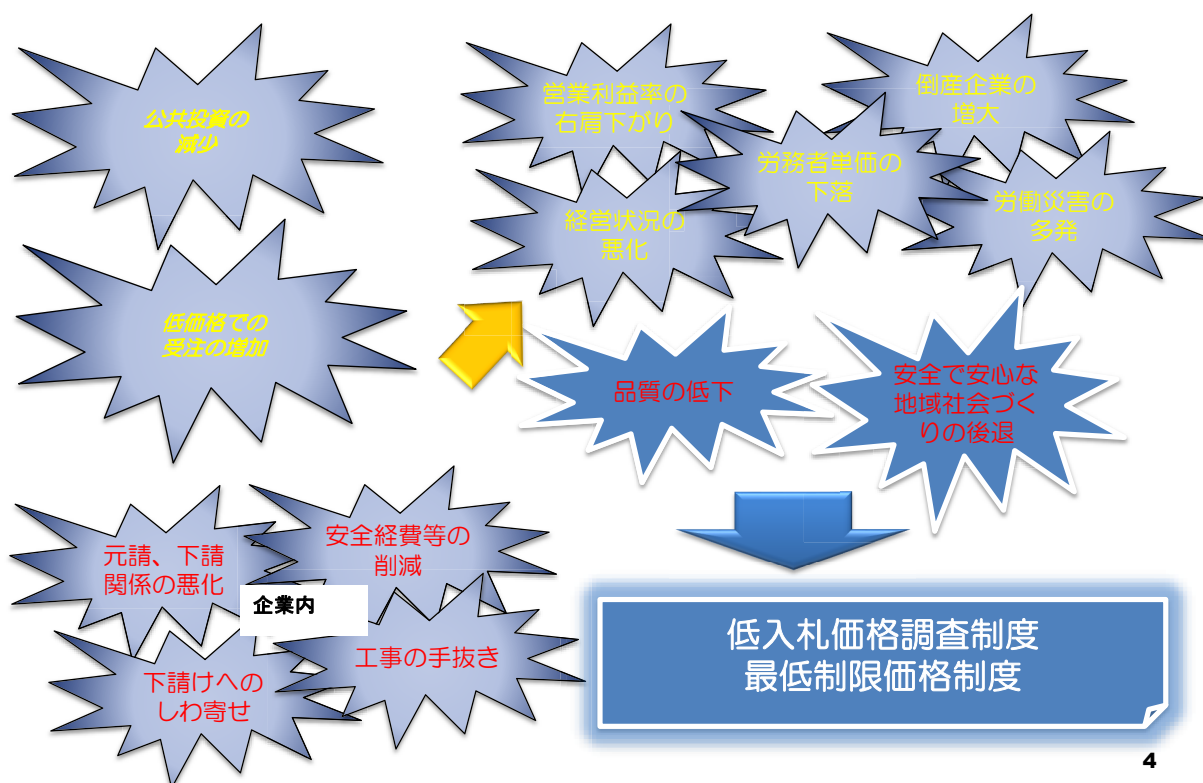
施工者に対し、工事着手前に施行成績評定の要点をわかりやすく説明することで、より良い現場管理を行うよう指導している。また、受託者による工事施行成績の自己評価も試行している。これらの取り組みにより、工事の品質を確保している。

## ⑤設計変更の迅速化に向けた取組(平成18年度～)

設計変更事務を円滑・迅速に実施するための「手引き」を作成。また、工事実施に係る発注者と受注者の協議を工事監督員及び現場代理人間で同時に送受信するシステムを活用し、設計変更事務を円滑に実施することにより、適正な工期確保や適期施工が可能となり、工事の品質を確保している。

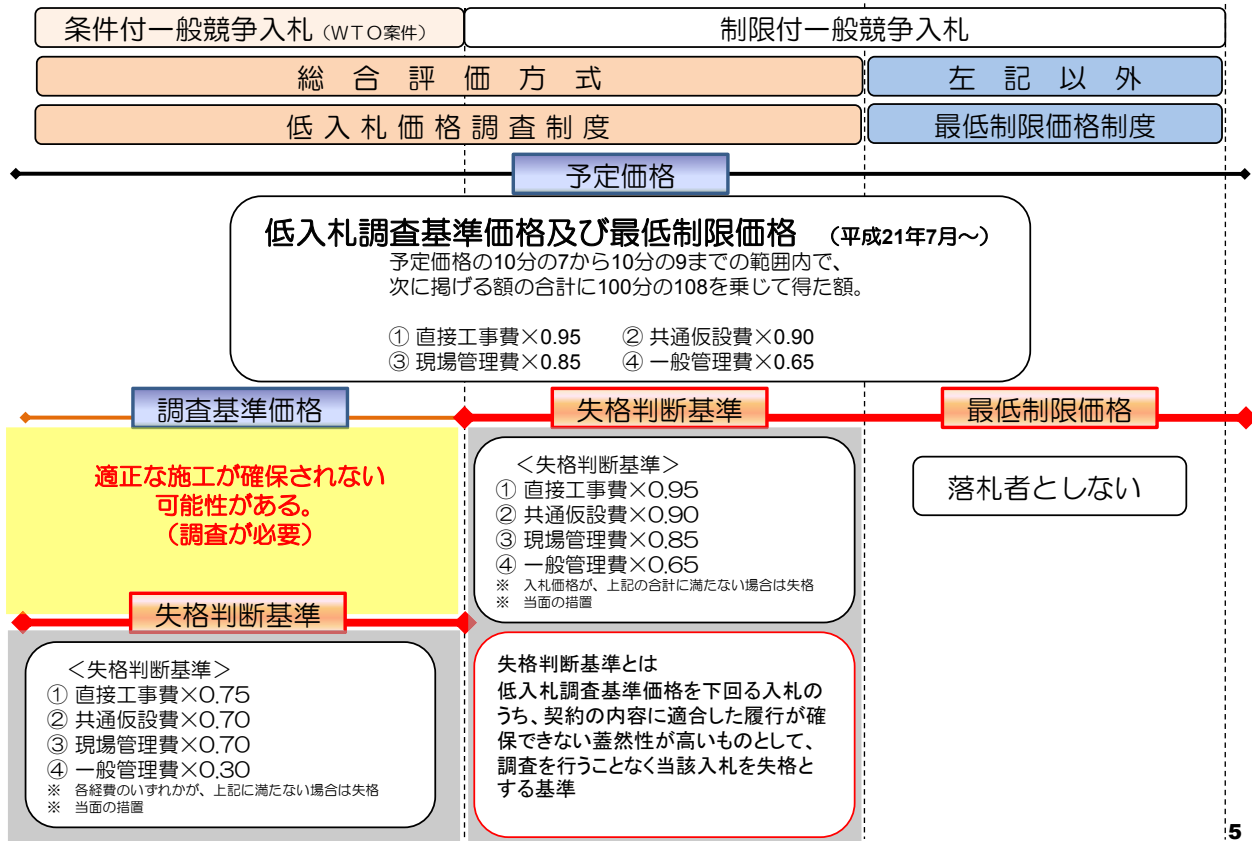
3

## ① 低入札対策

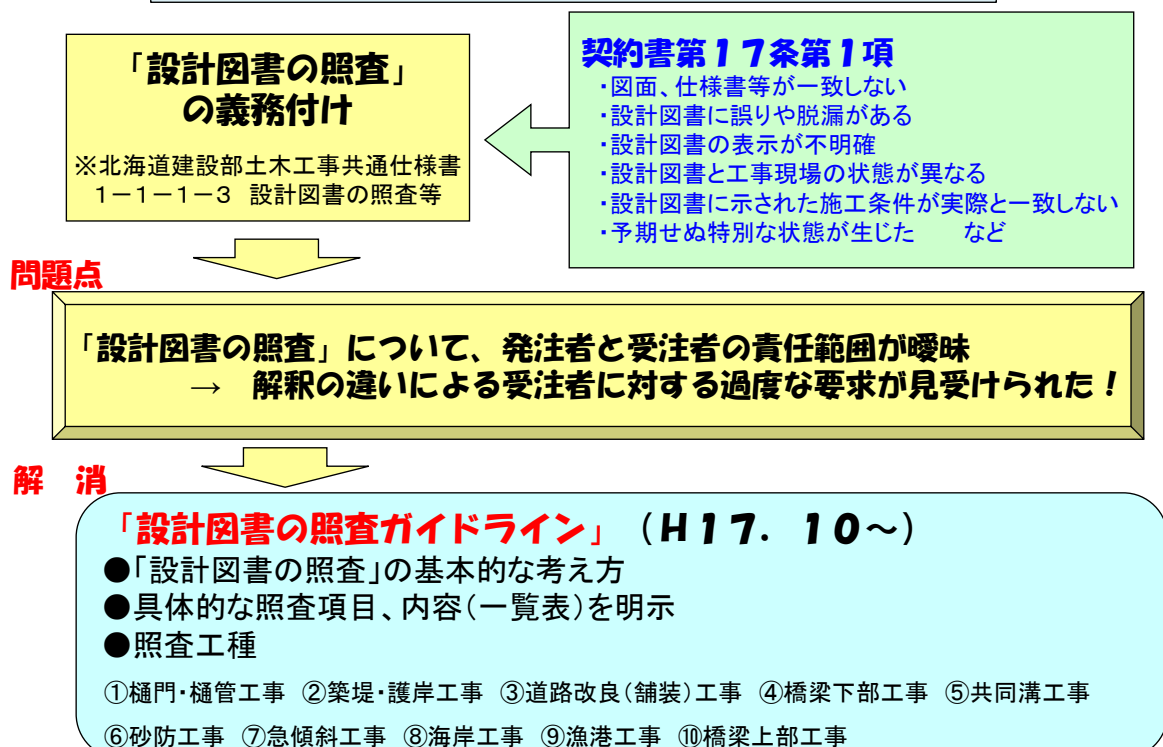


4

# 低入札価格調査制度と最低制限価格制度



## ② 適正な設計照査の仕組みづくり



### ③ 三者検討会

従来、発注者と施工者が実施していた工事施工前の打合せに、当該工事に係る詳細設計等を担当した設計者を加える。



#### 三者検討会の効果

- 設計の考え方の確実な伝達
- 設計や施工条件、施工上の留意点の確認
- 現場不適合等の予測と対応
- 疑問点等の解消
- 技術的知識の相互交換 など

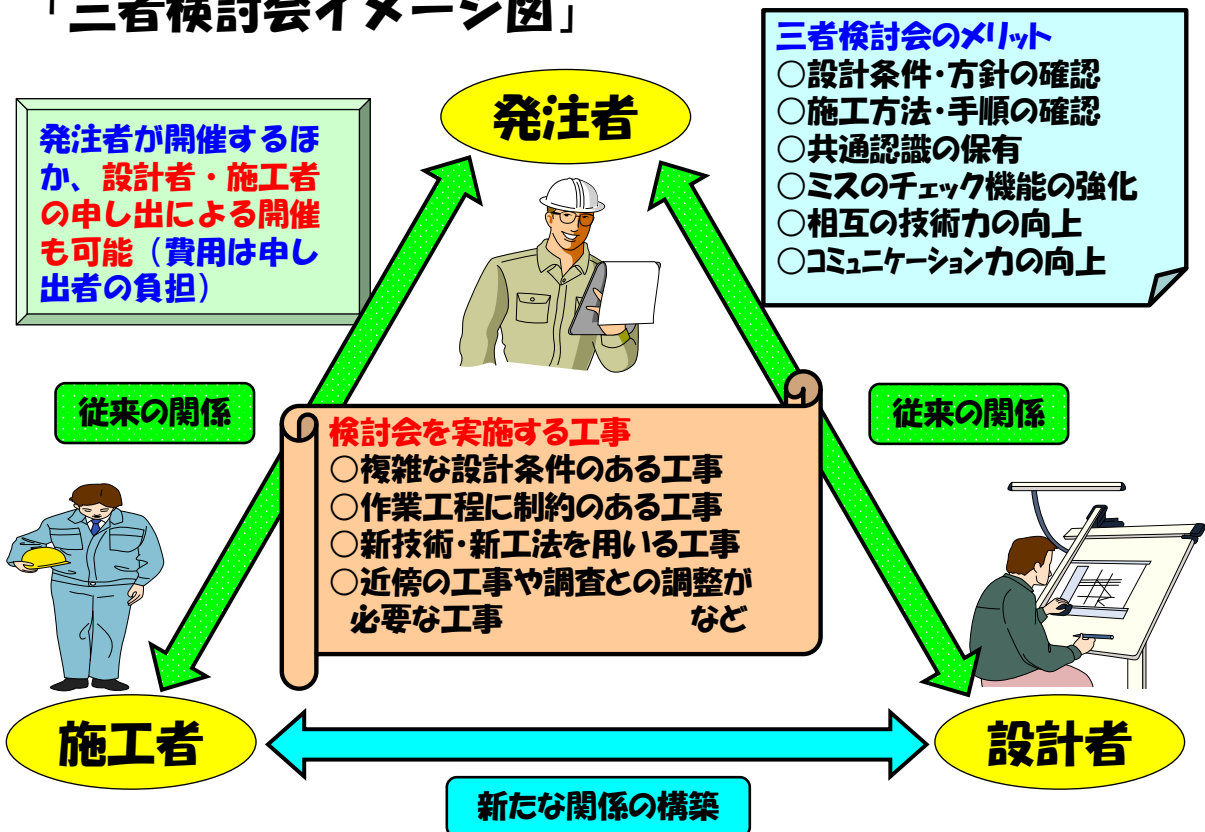
ミスの防止



品質の確保・向上

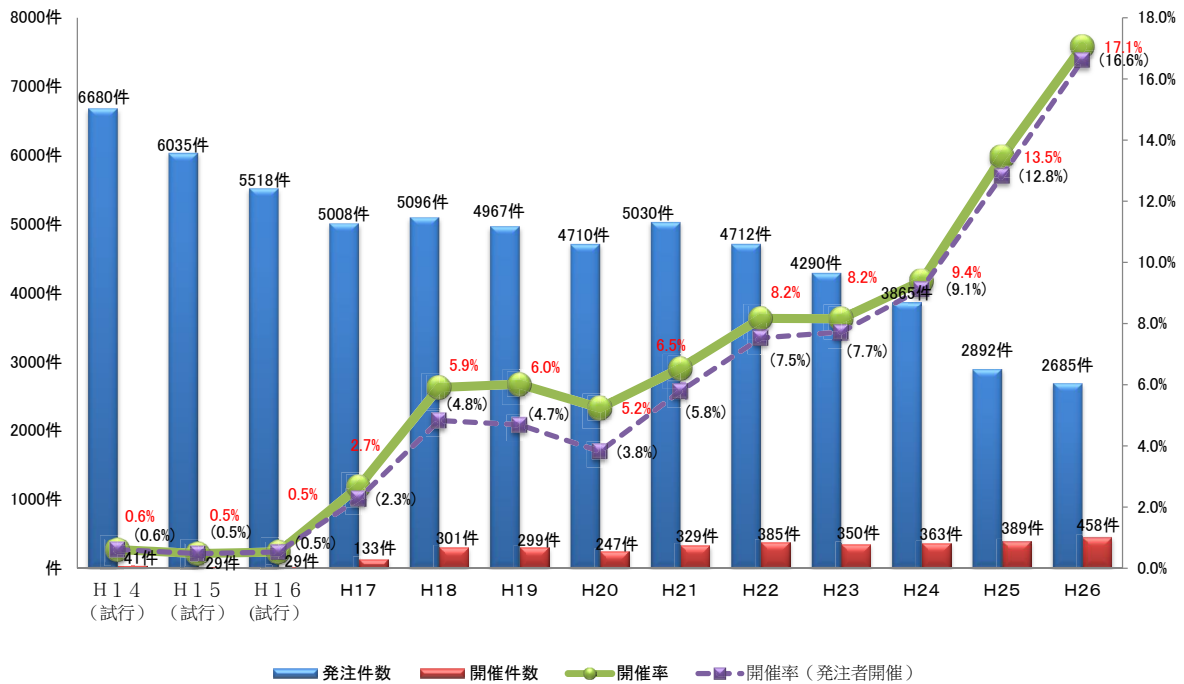
7

#### 「三者検討会イメージ図」

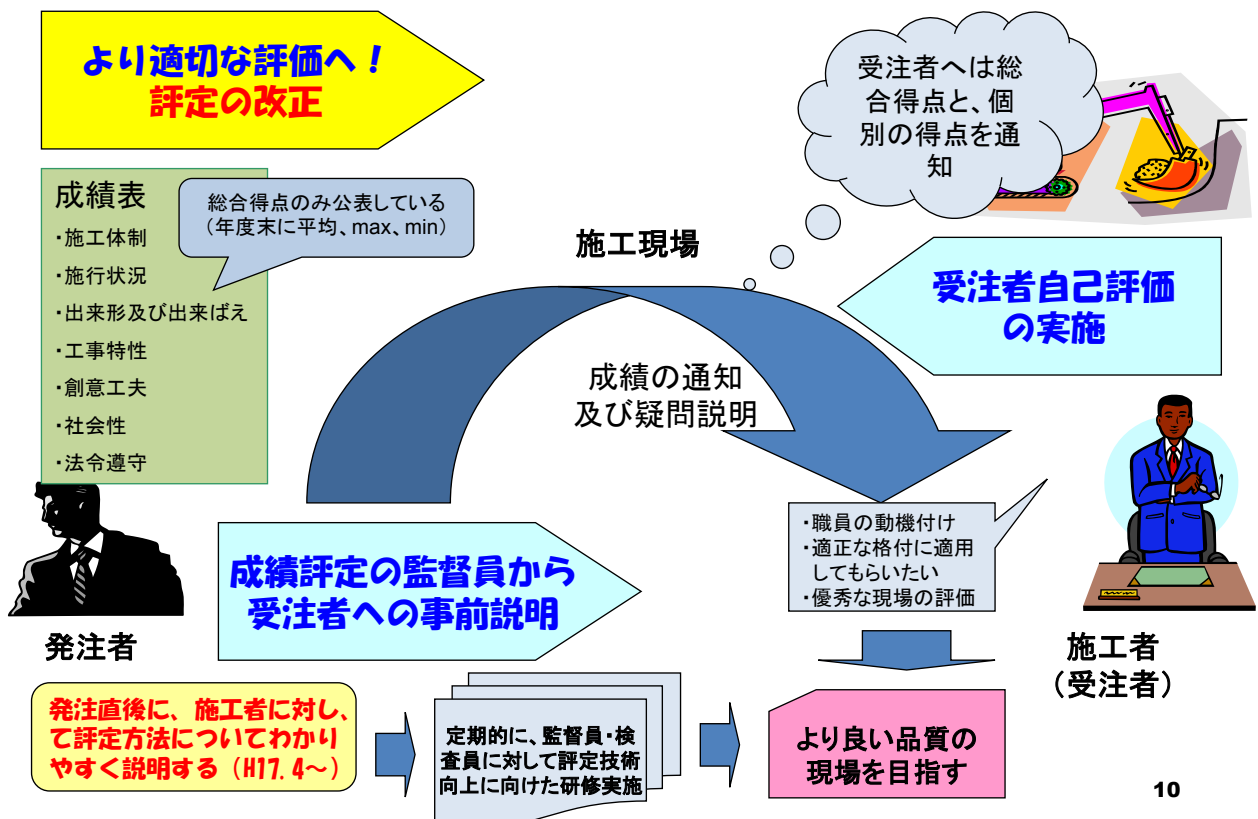


8

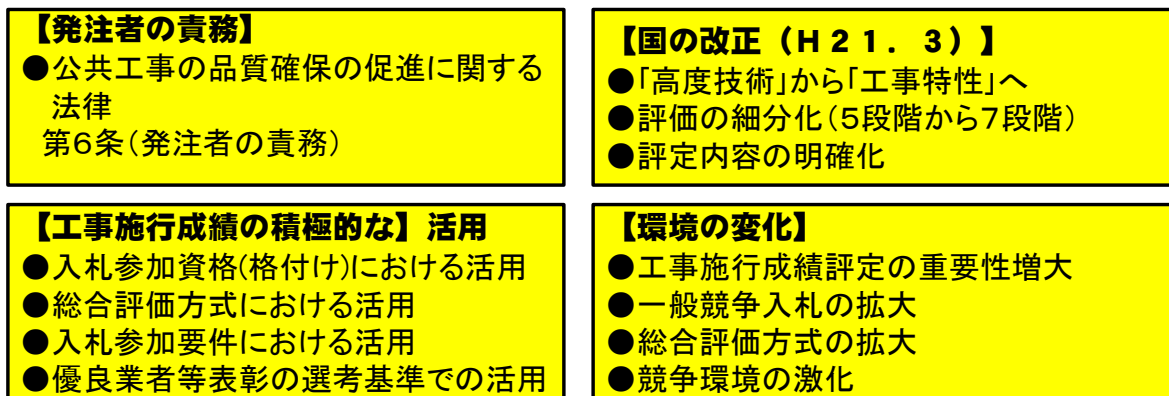
# 三者検討会の実施件数の推移



## ④ 工事施行評価の透明化・公正化に向けた取組



## 工事施行成績評定を取り巻く状況と課題



- |   |
|---|
| I. 技術力の評価において、これまで以上にきめ細かな評価を行う必要がある    |
| II. 技術力の差を明確に評価するため曖昧な表現を解消する必要がある。     |
| III. 周辺地域への貢献などの積極的な取り組みに対し適切に評価する必要がある |
| IV. 企業の技術力をより一層適切に評価する必要がある             |

11

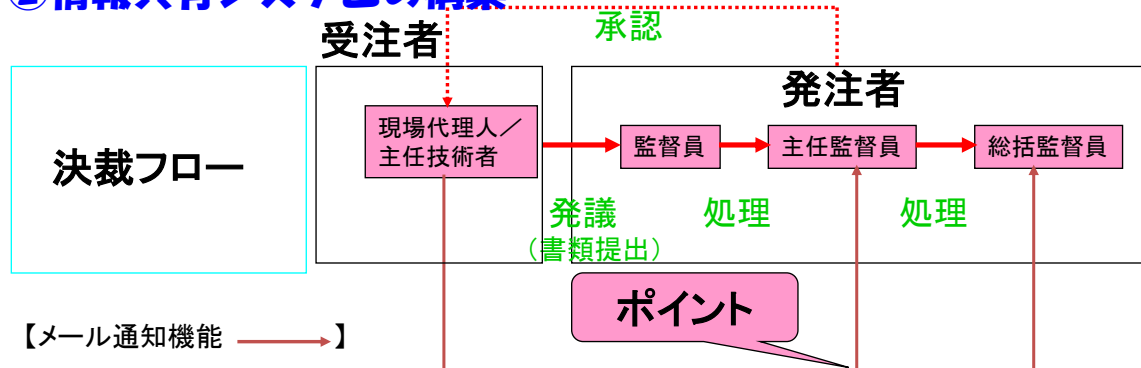
### ⑤ 設計変更の迅速化に向けた取組

① 「設計変更の手引き」の作成・公表



円滑・迅速な設計変更

② 情報共有システムの構築



#### メール同時配信による情報共有

受注者からメールを通知することにより、発注者は発議があったことを監督員、主任監督員、総括監督員のそれぞれがメールにより確認できる。

12

# 北海道の総合評価方式 平成26年度の実施状況

## 北海道の総合評価方式適用区分

5億円					
3億円					
2億5千万円					
1億円					
7千万円					
	必要に応じて実施				
専門工事	施工計画審査タイプⅢ型 or 施工実績審査タイプ	施工計画審査タイプⅡ型	施工計画審査タイプⅠ型		標準型
	低 ← 難易度 → 高 【地域枠】		【全道枠】		
	簡易型				

工事技術の難易度によりタイプを選定

- 凡例
- 総合評価方式を適用する範囲
  - 必要に応じて総合評価方式を適用する範囲



# 北海道の総合評価方式実施状況

発注部	単位:件											計
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
建設管理部	1	1	64	155	245	418	538	602	612	604	521	3,761
建築局				13	20	35	36	40	29	61	48	282
農政部			1	29	63	57	155	132	221	220	228	1,106
水産林務部			2	28	39	24	37	32	32	30	21	245
計	1	1	67	225	367	534	766	806	894	915	818	5,394

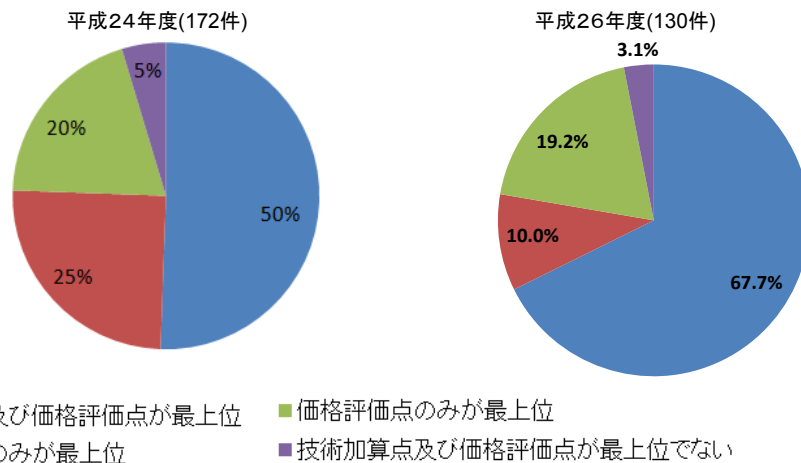
※ 1)年度別は当該工事の入札日を基準とする。

## 平成26年度 入札結果の検証(施工計画審査タイプ)

### 【落札者決定分類の傾向】

●施工計画審査タイプの総合評価方式実施工事における落札者は「技術加算点及び価格評価点が最上位の者」が約68%を占めている。  
また、「価格評価点のみ最上位」が占める割合は、2割程度と大きな変動はない。  
(建設部建設管理部発注分)

<建設部建設管理部発注分>



施工計画審査タイプ:

施工実績審査タイプで求める技術評価項目と簡易な施工計画による技術力評価

## 平成26年度 入札結果の検証(施工実績審査タイプ)

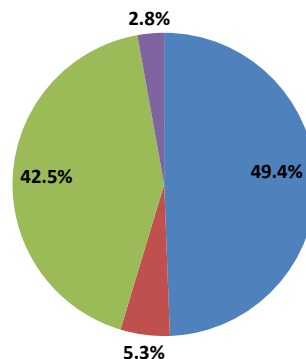
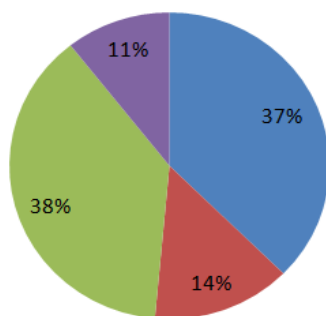
### 【落札者決定分類の傾向】

●施工実績審査タイプの総合評価方式実施工事における落札者は「技術加算点及び価格評価点が最上位の者」が約49%を占めている。  
また、「価格評価点のみ最上位」は約43%を占め、増加している。  
(建設部建設管理部発注分・舗装型除く)

<建設部建設管理部発注分>

平成24年度(377件)

平成26年度(247件)



- 技術加算点及び価格評価点が最上位
- 価格評価点のみが最上位
- 技術加算点のみが最上位
- 技術加算点及び価格評価点が最上位でない

施工実績審査タイプ:

企業の施工能力、配置予定技術者、地域精通度及び地域貢献度等に基づく技術力評価

17

## 北海道の総合評価方式

## 平成26・27年度の改訂内容

## 平成26年度の改訂内容

1. 工事施行成績の評価対象期間の見直し
2. 配置予定技術者の専任に係る見直し
3. 新規雇用評価対象年齢の地域独自運用の追加

19

### 1. 工事施行成績の評価対象期間の見直し

過去2年間に受注実績がない企業は、評価対象期間を4年に拡大し、競争環境の確保を図ることとする。

現行	格付A等級業者で過去2年間に実績が無い場合は、前年度の入札参加時の点数で評価
改正	格付A等級業者で過去2年間に実績が無い場合は、対象期間を4年間に拡大

20

## 2. 配置予定技術者の専任に係る見直し

全国的な技術者不足に対応するため、建設業法上兼任配置が認められる主任技術者の配置申請があった場合も、評価することとする。  
なお、若年技術者の追加配置の評価においても同様とする

現行	技術者を専任配置しなければ、加点点評価されない制度
改正	建設業法上兼任が認められる主任技術者の配置についても、評価することとする。

21

## 3. 新規雇用評価対象年齢の地域独自運用の追加

新規雇用の評価に関しては、採用募集に35歳以下の応募が無い、あるいは、高齢者雇用安定法に基づき高齢者を雇用した企業が多い地域においては、対象年齢の拡大や評価対象の条件等について、各建設管理部で、地域の就労環境を考慮した上で、独自に設定できる運用を加える。

現行	過去5カ年間における新規学卒者及び建設企業の離職者で、採用時点で満35歳以下で、かつ、3ヶ月以上雇用関係にある者
改正	対象年齢の拡大や、高齢者雇用安定法に基づき高齢者の雇用を凶った企業も評価するなどといった地域独自運用の追加

22

## 平成27年度の改訂内容

1. 工事施行成績の評価対象期間の見直し
2. 技術者の追加配置の評価基準の見直し
3. 新規の雇用の適用区分の見直し

23

### 1. 工事施行成績の評価対象期間の見直し

工事の品質向上に係る企業の努力の結果である直近の工事施行成績がより適確に反映されるよう、格付けB・C等級業者においても、A等級業者と同様に、過去2年間の基本とし、過去2年間に実績が無い場合は、過去4年間の対象とするよう改正。

現行	(ア) 格付けA 等級業者については、過去2年間の基本とする。ただし、過去2年間に実績が無い企業については、当面の措置として、過去4年間の平均点で評価を行う。 (イ) 格付けB,C 等級業者において、総合評価方式を適用する場合は、過去4年間の平均点で評価を行う。
改正	ア) 格付け等級によらず、過去2年間の平均点を基本とする。ただし、過去2年間に実績が無い企業については、当面の措置として、過去4年間の平均点で評価を行う。

24

## 2. 技術者の追加配置の評価基準の見直し

品確法の改正を踏まえ担い手の中長期的な育成・確保を図るため、これまで選択項目だった「技術者の追加配置」について、必須項目とするともに追加の技術者の評価基準を見直し、有資格期間5年未満の二級土木施工管理技士及び技術者の継続教育(CPD)の推奨単位未満の有資格者も加点評価するよう改正。

現行	技術者の追加配置 標準評価項目		
	技術評価項目	評価基準	評価点
配置予定技術者	技術者の追加配置 (選択項目)	若年技術者の追加配置あり	0.50
		なし	0.00

改正	技術者の追加配置 標準評価項目		
	技術評価項目	評価基準	評価点
配置予定技術者	技術者の追加配置	一級土木施工管理技士 CPD：推奨単位以上取得あり	0.50
		有資格期間5年以上の二級土木施工管理 CPD：推奨単位以上取得あり	
		一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士	0.30
		なし	0.00

※ 当面の経過措置として、地域の就労状況を踏まえ各建設管理部の総合評価審査委員会において、技術者の追加配置の評価を適用除外とすることができる。

25

## 3. 「新規の雇用」の適用区分の見直し

品確法の改正を踏まえ担い手の中長期的な育成・確保を図るため、これまで選択項目だった「新規の雇用」について、2億5千万円未満(地域枠)の工事に適用される施工計画審査タイプⅡ型・タイプⅢ型、施工実績審査タイプは必須項目とするよう改正。

現行	地域社会貢献活動は、各建設管理部で指定項目及び配点を設定できる。
改正	地域社会貢献活動は、各建設管理部で指定項目及び配点を設定できる。ただし、「新規の雇用」は、施工計画審査タイプⅡ型・タイプⅢ型、施工実績審査タイプにおいては必須項目とする。

26

## ☆建設部建設管理課HPの紹介☆ (技術管理グループ・積算管理グループ)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/gkn/>

- ◆ 公共工事の品質確保
- ◆ 総合評価方式
- ◆ 重点的な監督業務の実施
- ◆ C A L S / E C
- ◆ 土木工事共通仕様書
- ◆ 請負工事監督要領
- ◆ 請負工事検査方法書
- ◆ 工事施行成績評定要領
- ◆ 提出書類のガイドライン
- ◆ 三者検討会実施要領
- ◆ 設計図書の照査ガイドライン
- ◆ 設計図書等作成要領
- ◆ 建設リサイクル法
- ◆ すき取り土の有効利用
- ◆ 既設路盤材再生利用設計要領
- ◆ 土木工事数量算出要領
- ◆ 測量調査設計業務等共通仕様書
- ◆ 公共測量作業規程                      など